## 事業概要·目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、 地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設

- 自治体の自主的・主体的 ①地方版総合戦略に基づく、 で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来 の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運 用を確保

「成果目標 具体的な の設定 (KPI)

サイクル」 **IPDCA** の確立

### 資金の流れ

幽

(1/2)次行金

都道府県 <del>加</del>即杜 (1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

事業 イメージ・具体例

### [対象事業]

- ①先駆性のある取組
- 事業推進主体 7 官民協働、地域間連携、政策間連携、 の形成、中核的人材の確保・育成
  - 、生涯活躍のまち、 例)ローカル・イノベーション、ローカルブラディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち 働き方改革、小さな拠点
- ②先駆的・優良事例の横展開
- 地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
- 自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開する ために行う取組

#### 【手続き】

〇自治体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度 を作成し、内閣総理大臣が認定 以内)

# 期待される効果

〇先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に

